

平成27年度第2回大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会【議事録】

平成27年9月11日（金曜日）

開会 午後4時02分

司会（岡野課長補佐）

そうしましたら、ただいまより平成27年度第2回大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本日の司会進行を担当させていただきます大阪府資源循環課環境産業技術グループの岡野でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、開会にあたりまして、資源循環課長の西村からご挨拶をさせていただきます。

西村課長

資源循環課長の西村でございます。本日は貴重なお時間を頂戴いたしまして、認定部会に御参集賜りましてありがとうございます。

本日は議題が2件ございまして、1件目は前回の部会でご議論いただきました「認定製品の今後のあり方」・「質の高いリサイクル」のスキーム作りについて、ご議論を踏まえて「大阪府リサイクル製品認定要領」の改正案を作成いたしましたので、本日ご審議いただきたいと思っております。

2件目は、6月に実施いたしました本年度第1回目の認定製品の募集に係る申請製品の認定でございます。本件につきましては、8月24日付で知事から環境審議会会長あてで諮問させていただいており、本日部会にてご審議いただくものです。

資料がたくさんありまして恐縮でございますが、忌憚のないご意見を賜りたいと思っております。簡単でございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

岡野補佐

議事に入ります前に、本日の会議資料を確認させていただきます。一番上に『議事次第』、その裏面に資料一覧を掲載しております。次に『配席図』、資料1『「繰り返しリサイクルされている製品」の認定に係る考え方について』、資料2-1『要領等の改正案の概要』、資料2-2『「大阪府リサイクル製品認定要領」改正案』、資料2-3『「大阪府リサイクル製品認定要領」改正案の新旧対照表』、資料2-4『「大阪府リサイクル製品認定マーク表示要領」改正案』、資料2-5『「大阪府リサイクル製品認定マーク表示要領改正案」の新旧対照表』、資料3『「リサイクル製品認定について」諮問文(写し)』、資料4『平成27年度第1回申請製品の認定について』でございます。

それから、参考資料1『大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会運営要領』、参考資料2『部会委員名簿』、参考資料3『大阪府リサイクル製品認定要領』、参考資料4『「大阪府リサイクル製品認定マーク」表示要領』、参考資料5『大阪府循環型社会形成推進条例（抜粋）』でございます。

以上、15資料でございますが、いかがでしょうか。

本日のご出席いただきました皆様には、お手元に出席確認票をお配りしておりますので、お手数ですがご記入ください。会議終了後、事務局で回収させていただきます。

次に、本日の出席委員をご紹介させていただきます。本部会は、参考資料2のとおり5名の委員の方にご参画いただいております。本日は、惣田委員、中浜委員、福岡委員、麓委員にご出席いただいております。

なお、『参考資料1』にございますように、部会運営要領第3条第2号により、会議の開催には、過半数の委員の出席が必要となっております。本日の出席委員は4名ですので、会議として成立していることをご報告します。

本部会の議長は、部会運営要領の第3の第1号により、部会長に務めていただくことになっております。福岡部会長に、以降の議事進行をお願いいたします。

福岡部会長

部会長の福岡でございます。よろしくお願いいたします。今回の議題は2つありますが、議事に入ります前に、審議の公開・非公開の取り扱いの考え方について事務局から説明をお願いします。

福田主査

環境産業技術グループの福田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議事項は、『会議次第』にありますとおり、制度見直しに係る認定要領等の改正に関する事項と、申請製品の審査に係る事項の2議題でございます。

要領改正に係る事項につきましては、平成26年度第2回の部会にて決定いたしましたように原則公開で行うこととしています。今回の審議内容についても、企業のノウハウ等、情報公開条例の規定に該当する情報を取り扱う内容ではありませんので、公開にてご審議いただきたいと思います。

申請製品の審査に係る事項につきましては、製品の製造工程など、公にすることにより申請者の利益を害する可能性のある情報が含まれると考えられます。よって、情報公開条例の規定に該当する情報を取り扱うと考えられるため、平成25年2月22日に開催された本部会にて、非公開として取り扱うことと決定されております。今回の部会においても、本議題については「非公開」にてご審議いただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

福岡部会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、まず『議題1』について、公開にて審議を進めたいと思います。事務局から説明をお願いします。

福田主査

引き続きご説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

「議題1 リサイクル製品認定制度の見直し、及び、認定要領等の改正について」をご説明させていただきます。『資料1 繰り返しリサイクルされている製品の認定の考え方』をご覧ください。

確認のために、6月にいただきました答申の内容について読み上げさせていただきます。

「より質の高いリサイクル」、「循環資源の質に応じたマテリアルリサイクル」を促進するため、「繰り返しリサイクルされている製品」を認定するためのスキームを追加し、2段階の認定制度に変更する。

それから、使用済品がマテリアルリサイクルに馴染まないものについても、リサイクルの促進の観点から引き続き認定の対象とすることを基本とする。

「繰り返しリサイクルされている製品」の認定の考え方としては、次のとおりとすることが適当である。

1つ目は、「使用済品を、生産者が自ら回収し、リサイクルすること」。
2つ目は、「使用済品の回収ルートがある程度確立しており、リサイクルされる見込みが高いこと。ただし、この場合は使用済品が既存の回収ルートで回収できるか確認する必要がある。」

以上の内容で、6月18日付で答申をいただいております。

『2 前回部会での主な論点』でございます。

『(1) 事務局案』としまして、『「より質の高いリサイクル」を促進するため、「繰り返しリサイクルされている製品」を認定するためのスキームを追加し、2段階の認定制度に変更する。』。『「繰り返しリサイクルされている」として新たに設ける区分である『第2段階区分』については、「使用済品を生産者が自ら回収し、リサイクルすること」を認定基準とすることとし、先行して制度改正する。』としました。

『使用済品の回収ルートがある程度確立しており、リサイクルされる見込

みが高いこと。ただし、この場合は使用済み品が既存の回収ルートで回収できるか確認する必要がある。』については、『次のア・イの課題に関し、想定される回収ルート等について更なる情報収集や課題整理等を行い、認定基準への反映について検討する。』としました。『ア』は『「生産者が自ら回収しない」場合における回収主体としては、業界団体、販売者及び再生事業者等が考えられ、回収に対する生産者の関与度合いが一律でないことが想定される。「生産者が自ら回収する」場合と同等に、『第2段階区分』として位置づけして問題ないか。』。『イ』は『業界団体等が回収している場合、同種の製品であれば認定の有無に係らず回収される可能性がある。「個々の製品を認定することで事業者を育成する」という本制度の趣旨に沿った制度改正となっているか。』です。この2つの課題について、再度検討するとさせていただいておりました。

『（2）委員意見』といたしまして、『「生産者が自ら回収する」場合について、生産者のグループ会社等が回収する場合は、第2段階区分に認定して差し支えないと考える。その他、回収手法として再生事業者への委託等が想定されるので、「自ら」の範囲について精査する必要がある。』、『先行して「生産者が自ら回収する」製品を第2段階区分とする場合は、「自ら回収しない」製品との不公平感が生じないように、その趣旨を十分に申請者に対して説明すべき。』というようなご意見をいただいております。

こちらの、「回収ルートがある程度確立している」場合については、現在、府のほうで事例収集等をしておるところでございます。今回の部会では、まず先行して制度を改正する「製造者自ら回収」する場合についてご審議いただいたいと考えております。

『3 用語の定義等について』をご覧ください。

まず、『（1）「自ら」回収するとは』ということで、用語の定義について考えました。

生産者が回収に主体的に関与するとき「生産者が自ら回収する」とみなすこととし、以下の事業者が回収する場合とすることを考えております。

まず『①当該製品の生産者である事業者』、それから『②当該製品の生産者である事業者の関連会社』、これは会社法の親会社・子会社の関係にある事業者等を想定しております。

最後に『③当該製品の生産者である事業者より、当該製品の回収業務を受託している事業者』です。

このうち、②③については、当該製品を同種の他製品と区別して回収している場合のみとすることを考えております。

これは、回収者が同種の製品を一律に回収しているのではなく、認定製品に着目して回収している場合について対象とすることを考えました。

次に、『(2)「使用済品」とは』についてご説明します。

今回の制度改正を行うにあたり、現在認定を受けている事業者さんに製品の使用済品の回収状況について調査を行いましたところ、認定製品の販売後に、加工者が裁断した後の端材等を製造者が回収している事例が確認されました。

大判デスクマットの製造事業者さんですが、申請者である製造者が、認定製品を加工者に販売し、加工者が切り抜いてエンドユーザーに販売される様態となっております。その加工者から切り抜いた端材を製造者が回収し、生産ラインに戻していらっしゃるという事例です。

このようなケースがありましたので、次の課題ア・イについて整理する必要がありますと考えております。『ア 認定製品を加工した後に発生する端材等について、「使用済品」とみなすか。』、『イ エンドユーザーから使用済品を回収しない場合についても、「第2段階区分」に区分するか。』ということについて、ご意見を頂戴したいと考えております。

答申では、消費者・エンドユーザーで発生する循環資源を回収することを想定していたと考えられますが、今回確認されたような回収ルートについても、「繰返しリサイクルされている」とみなすかどうか、ご意見を頂戴したいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

福岡部会長

はい、それではまず、今の説明に対してのご質問はいかがですか。

中浜委員

消費者としては、使用した製品を100%リサイクルして新しい製品に戻すというのが理想的であると思うのですが、事例の端材について、途中でちゃんと再生されているのかという確認はどのように行うのでしょうか。

福田主査

申請書や変更届出を提出される際に、申請者から回収状況に係る書類を添付していただく予定です。エンドユーザーから回収しているのか、本事例のように加工者・中間の事業者から回収しているのかについて、それらの書類から確認することを考えています。

原料である使用済み品としての循環資源が、何%程度再生された製品に使用されているかといいますのは、回収状況に応じて時点時点で変わる場合もあると考えられますので、製造者さんとしても把握しづらいところはないかと思っています。「回収した使用済み品を循環資源として製造ラインに投入する」という過程があるかどうかにより判断することを考えています。

中浜委員

書類で審査されるということ。

岡野補佐

その通りです。回収に係る契約関係の書類であったり、どのような回収ルートであるか確認できる書類を頂戴したいと考えています。

福岡部会長

性善説にたって、虚偽の書類を出したりはされないということで考えないと、なかなかこのネクストの区分の作業はできないでしょう。

それでは、質問以外に、ご意見も含めて頂戴できたらと思います。資料の
ア・イについて、「使用済品」と考えてよいかということに関し、エンドユー
ザーから回収しなくてはならないか、ということはいかがでしょうか。

事例のような循環をしている製品は結構あるのではないかと考えるので
すが。

福田主査

同一の工場の中で、1つの工程から出た資材を再度ラインに投入して効率
よく生産されているというのはよくあるのではと考えます。しかし、このケー
スでは、一度販売という過程を経て、認定製品の購入者さんが自分の製品を生
産するために認定製品の形を買って販売されています。この「形を変える」と
いう行為が、使用という概念に該当するか、事務局の中でも判断に迷ってい
るところです。

本来はエンドユーザーのところで使用済品を回収するというのが本来の趣
旨ですので、先生方のご意見をお伺いし、事務局のほうで考え方を整理させ
ていただきたいと考えています。

福岡部会長

エンドユーザーまで行かないものは、認定自体を取り消すということでは
ないですね。

福田主査

そのとおりです。認定はするのですが、第1区分とするか、第2区分とす
るかというところの区分分けの課題と思っています。

第2区分とする製品について、使用済品を回収される者がエンドユーザー
でないといけないのか、中間に位置する事業者でもよいのか、というところを
整理したいと考えています。

福岡部会長

販売先が複数あって、そのうちの1社だけから回収しているということでしょうか。

福田主査

今回のケースでは取引先が何社あるのかということまでは聞き取りすることはできなかつたのですが、部会長からご指摘いただいた「取引先が1社なのか、複数なのか」ということについても、判断材料の1つとすることができると考えています。

認定事業者が回収のための仕組みを持っていたとして、購入者の側で回収を求める場合・不要とする場合があるかと考えられますので、回収ルートを用意しているということが第2区分の要件とすることもできるのではと考えています。

福岡部会長

特定の購入者を排除せず、購入者が誰でも回収ルートを使用することができるのであれば、ということですね。取引先が何社か、ということが問題ではなさそうですね。回収ルートを用意していれば良いということではよろしいでしょうか。

麓委員

これは販売の段階ではエンドユーザーにまで行かない認定製品ですが、ま『質の高いリサイクル』でマテリアルリサイクルということであれば、エンドユーザーから循環してくることが大切だという視点もあると思います。そこにこだわるかということも含めて。現在の認定製品でも、エンドユーザー向けでない製品もありますし。

福岡部会長

誰がエンドユーザーか、いう話にもなりますね。再生舗装材などの製品では、誰をエンドユーザーとするのか。道の施工者なのか道を歩いている人なの

かという。

麓委員

そのへんも含めて、定義が必要になるのではと考えます。

岡野補佐

使用済品を繰り返しリサイクルするというイメージからすると、末端のエンドユーザーまで行った製品が循環してくるとというのがオーソドックスであるとは思いますが。量に着目して考えると、中間に位置する加工者から循環してくる資源はごく一部で、大部分はエンドユーザーに行くということもあります。量的な話ではないのかもしれないのですが、当初想定していた状況と異なるものが出てきたため、ご意見を伺うところです。

麓委員

加工者から発生した端材は、廃棄物にあたるのでしょうか。

岡野補佐

総合的な判断が必要ですが、通常は廃棄物として処理されると考えられます。

麓委員

本来は廃棄物となるものについて、どれくらいの量が循環して帰ってきているのかということも視点の1つになるかもしれないですね。そもそもの認定基準のところ、循環資源の配合率など量的なところはある程度みているはずですから。

福岡部会長

端材が大量に出る生産工程が効率的か、ということがありますね。できるだけ端材は出ないようにして、それでも出てしまった端材をリサイクルに回す

というのが業者さんの理想形だろうと思います。

岡野補佐

部会長のおっしゃるとおり、できるだけ端材が出ないように効率的に生産している製品について、量的な視点で区分の基準を作ってしまうと、実態とうまく整合しないのではないかという懸念があります。

福田主査

本来なら廃棄物として処理するものを、循環資源としているということに着目するのがよいのではと考えておまして、本制度の「リサイクルを推進することで廃棄物を減らす」という目的に合致していれば、制度の過渡期であることもあり、エンドユーザーから回収するという理想の形でなくとも、第2区分とすることに差し支えないのではと考えております。

惣田委員

確認なのですが、認定製品の製造者から加工者が製品を購入しているのだと思うのですがけれども、端材を引き取るときはどちらがお金を払うのでしょうか。

福田主査

今回のケースでは、認定製品の製造者が払っていらっしゃいます。

惣田委員

ということは、廃棄物処理法の観点でも廃棄物にあたらないことになるのですね。

福田主査

先生からご質問いただきましたように、廃棄物処理法上の取扱いについても着目点ですね。

福岡部会長

私は、加工者もユーザーの一つの形態なので、使用済品として第2区分にあてはめていいんじゃないかと思います。

惣田委員

使用済品を回収した循環資源と、別途再生事業者さんなどから購入した循環資源と、どちらがコストがかかるのでしょうか。

福岡部会長

おそらく、認定製品を納品した際に、端材を加工者さんから回収して帰るということをされているのではと思います。

惣田委員

それが一般的なのであれば、第2区分として支援する必要はないのではないかとと思うのですが。

福田主査

ビニール製のマットについての認定事業者さんはいくつかあるのですが、端材を回収しているケースはこの事例だけだったので、必ずしも回収が一般的というわけではないと考えます。

福岡部会長

回収が業界で一般的かということも考慮する必要がありそうですね。

中浜委員

エンドユーザーから回収するのが理想的であること、製品の生産に用いる循環資源のうち回収した使用済品がどれくらいを占めているかなどを考慮することなどが必要であるとは思いますが、廃棄物を削減する努力を生産者がされ

ているのであれば、特色のある取組みということで第2区分にしてもいいのではないのでしょうか。

福岡部会長

加工者で加工した後の製品をエンドユーザーに販売するときに、使用済品の回収ルートを示すような取組みがあればいいのですが。

麓委員

加工者の加工過程で、認定製品が他の材料と組み合わせられる場合、エンドユーザーから回収した使用済品がリサイクルしにくくなっている可能性はありますね。

福田主査

委員各位から様々なご意見をいただきました。実際に届出がなされた場合には、ご指摘いただいた事柄に着目した上で、第2区分に区分するかを判断させていただきたいと思います。

実際申請がなされた場合は、どのようにしたかをご報告させていただきます。

福岡部会長

では、いま委員から出ました意見を踏まえて事務局で判断してください。
次に、事務局から要領改正についての説明をお願いします。

福田主査

ありがとうございました。

では、引き続き『資料2 要領等の改正案の概要』についてご説明させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

平成27年7月31日に開催された第1回リサイクル製品認定部会での審議を経て、『大阪府リサイクル製品認定要領』及び『「大阪府リサイクル製品認定

マーク」表示要領』を改正いたします。

改正案文と、新旧対照表について、資料2-2から資料2-5としてお配りしております。

『1 前回部会での検討を受けた改正』でございます。

『認定スキームの変更』としまして、『「より質の高いリサイクル」を促進するため「繰り返しリサイクルされている製品」を認定するためのスキームを追加し、2段階の認定制度に変更する。』、『「繰り返しリサイクルされている製品」として新たに設ける区分(第2区分)に係る認定基準を、「製品の使用済品を製造者が自ら回収し、使用済品が素材としてリサイクルされること」とする。』。こちらなのですが、資料2-2・9ページをご覧くださいませでしょうか。

実際の改正案文ですが、現在の別表第2では、漢数字『一』の『認定基準』だけが記載されているのですが、これに漢数字『二』の『認定区分』を追加しようと考えております。『イ 第一号に掲げる認定基準等に適合する製品を、第1区分とする。』、『ロ 第一号に掲げる認定基準等に適合する製品であつて、製品の使用済品を製造者が自ら回収し、使用済品が素材としてリサイクルされる製品を、第2区分とする。』という文言を追加しております。

資料2-1に戻っていただけますでしょうか。

続いて、『第2区分の認定製品に係る名称を「なにわエコ良品ネクスト」とし、新たな認定マークを追加する。』としております。

資料2-4をご覧ください。

資料2-4『マーク表示要領』の一番最後の4ページ目をご覧ください。

第2区分にて使用できるマークとして、『なにわエコ良品ネクスト』マークを追加しております。

また資料2-1に戻ってご覧ください。

『制度改正は速やかに行い、次回の製品申請募集時(平成27年11月)から新

制度を運用』いたします。答申及び前回の部会資料では「生産者」と呼称しておったのですが、認定要領の表記に合わせ、「製造者」という標記に統一しております。また、区分について「第2段階区分」と呼称しておりましたが、単に「第2区分」といたしました。

次に、『対象製品の見直し』です。

『コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を原料とする再生舗装材については、認定による支援の必要性が低くなっており、対象品目としての取扱いを終了』いたします。また、『改正時において現に認定されている製品については再申請できることとするが、認定期間は同品目の全認定製品について同時に終了する』ことといたします。つまり、再申請については認定期間を3年間とせず、全製品の認定期間が平成31年2月末で終了するようなかたちで認定証を発行する予定です。そして、『周知期間を設けることとし、次回製品申請募集時は現制度を運用する。平成28年度から新制度を運用することとし、新規申請は受付しない。』と考えております。最後に、『制度の改正にあたっては、当該品目の認定事業者へ個別に趣旨を説明するとともに、府及び市町村の道路工事発注部局に文書にて通知する。また、府民へはウェブページやイベント等を利用して周知』を行うことを考えております。

最後に、『実績等報告書』です。

『認定事業者に対して、毎年度6月末を報告期限とし、前年度1カ年間の「生産量」、「販売数量」、「販売額」等の実績についての報告』を頂戴したいと考えております。実施時期については、『認定スキームの変更と併せて制度改正することを考えております。初回は、平成28年度6月末までに平成27年度の実績を求めることとなります。』

なお、未報告の場合でも、認定取消規定は設けないこととしようと考えております。これは、本報告は認定基準等に係る事項ではないためです。ちなみに、現制度でも製品の信用を著しく失墜させるおそれがあるときは、認定を取消しすることができることとしております。

『2 その他』といたしまして、『認定基準等の「土壤環境基準」について、エコマーク認定基準と同様に「土壤汚染対策法施行規則」に掲げる「土壤溶出量基準」と「土壤含有量基準」に変更』いたします。

以上、今回の改正案の概要についてご説明させていただきました。
ありがとうございました。

福岡部会長

そうしましたら、今の資料に関しまして、ご意見いかがでしょうか。

麓委員

再生路盤材の話ですが、資料2-2の改正案9ページで、『備考』欄の下のほうに「対象外とする」旨を書いているかと思います。

「認定基準への適合性を判断する循環資源」が「コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊」資材である場合に「対象外とする」という趣旨かと思えます。

そうだとすると、11ページの表で「分類番号17」に「舗装材」がまた出てくるのですが、ここに『何々を除く』という記述を入れたほうが良いかと思うのですが。

福田主査

11ページの表は、認定基準である循環資源の配合率を示したものです。

「分類番号17」であれば、13ページの別表(4)に挙げられた循環資源を「50%以上配合していること」などが認定基準となります。

こちらの別表(4)に「コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊」が含まれていないので、認定基準の適合性を判断する循環資源には同資材が含まれないということになります。

麓委員

申請書の受付などの際に、事業者さんへ説明するとき分かりやすいようであれば、それで問題ないと思います。

それから、使用済品の回収ルートを確認するための書類ですが、15ページの様式の下、「添付書類」にないように思うのですが。

福田主査

「添付書類」に「6 認定要領第5条の基準に適合していることを証する書類」があります。この「第5条」は2ページに記載されておりますが、「認定の基準等は別表第2のとおりとする」としてあります。「別表第2」では9ページにありますとおり、「使用済品を製造者が自ら回収し」という基準が挙げられていますので、回収状況を示す書類も必要書類だということになります。

岡野補佐

認定要領だけを見ていると、具体的にどんな書類が必要なのか分かりにくいので、「申請の手引き」にて分かりやすく説明しようと思います。

麓委員

提出される添付書類にて、どこで認定製品が販売されていて、どのくらいの使用済品が回収されるのかということが記載されるようなイメージでしょうか。

福田主査

量に重点をおいて審査するのではなく、回収のしくみがあり、それを購入者に示されているかという視点で審査させていただくことを考えております。

福岡部会長

15ページ記載の様式「12」項目ですが、選択肢を「第1区分、第2区分」とするのはどうでしょうか。

現在の改正案では、選択肢が「製造者が自ら回収しない、又は、回収できない」「製造者が自ら回収し、使用済品が素材としてリサイクルされる」となっており、申請者さんが、特に再申請の事業者さんが「回収の有無」が「認定の基準」になってしまったというふうに誤解される可能性があるのではと思います。

福田主査

改正にあたっては、現在認定を受けていらっしゃる事業者さんにもご説明させていただきますので、そのあたりを誤解されないよう丁寧にご説明します。

麓委員

口頭で説明するのは場合によって危ういことがあるので、きっちり記載されたほうが良いと思います。

福田主査

実際、申請についてご説明させていただくときは、認定要領だけでなく「手引き」も用いてご説明させていただきますので、そちらには口頭で説明する内容についても記載しております。

福岡部会長

この制度で取り扱う製品はリサイクル製品なので、どんな形であれ必ず「使用済品の回収」という行為がどこかに生じていると思うのですが、その行為と、「我々が考えている認定製品の使用済品を回収する」という行為が混同されないように記載する必要があると思います。選択肢にするのでなく、該当する場合はチェックさせるだけにするとか。

福田主査

委員各位からいただきましたご意見を踏まえ、この部分について誤解を生じないような様式にできるよう、事務局で再度改正案を修正いたします。

麓委員

具体的には、ここで提出される書類はどのようなものだと想定されていますか。

岡野補佐

回収のしくみや方法を具体的に示している、会社作成のパンフレットや、ウェブページなどを想定しています。

麓委員

回収したものがどこへ行くかということについては確認されるのでしょうか。

岡野補佐

認定製品の製造ルートに投入されるということであれば、別途いただいている製造工程を示す書類で確認できると考えています。

「再生事業者から入手した循環資源」と、「自ら回収した使用済みである循環資源」の割合など、量についてもある程度はそれらの書類で確認できると考えます。

中浜委員

申請については、様式の手書きが難しいという声を聞きますので、行政の書類一般に言えることだとは思いますが、工夫していただきたいと思っています。

福田主査

申請の前には、窓口やメールにて記載方法についてご相談をさせていただくことがほとんどです。

申請期間が2週間なので、募集期間の1ヵ月くらい前からやり取りをするような事業者さんが多いです。

再申請の事業者さんは、基本的に前回届出資料の修正になりますし、新規の事業者さんは手厚くご相談させていただいておりますので、分かりにくいという事業者さんに対してはフォローさせていただいております。

委員からご意見をいただきましたので、「手引き」等で記入例を充実させるなど、さらに分かりやすいものとなるようにしていきたいと考えます。

中浜委員

「ネクスト」のマークについては、府民さんへの公募などはされたのでしょうか。

福田主査

事務局で考えさせていただいたものです。

中浜委員

公募することで、制度の宣伝効果もあったと思うので、それは残念だったと思います。

福岡部会長

これまでのマークと全く異なるイメージのものが出てきても、難しいところがあったのかとも思います。業者さんは、既に包装などに今のマークを印刷されていらっしゃるようなこともあると思いますので。

岡野補佐

部会長おっしゃっていただいたように、ゼロから作るのであれば公募などの手段も考えられたのですが、そういった事情もありまして、事務局のほうで考えました次第です。

麓委員

PRのこともあるので、「投票」だけでもされればよかったのかなと思います

す。今後の参考にしていただけたらと思います。

中浜委員

認定製品は、どこで見かけることができるのか、どこで購入できるのかがなかなか府民に伝わらないことがありますので。

福岡部会長

制度そのものから、一度あらためて見直したい気もしますね。

ところで、先ほど見ていた13ページの別表(4)なのですが、例えば「稲わら」が「100%」とあるのですが、この認定基準でどのような製品ができるのかと思うのですが。

福田主査

11ページと並べてご覧いただきたいのですが、「分類番号17」であれば、認定基準の配合率が「別表(4)に定めた材料を製品重量の50%以上使用していること」となっています。「稲わら」であれば、「稲わら100%の材料を、製品重量として50%以上使用している」と、認定基準に適合しているということになります。

麓委員

ということは、「鉄鋼スラグ100%の材料」を50%、「コンクリート塊」を50%使用した路盤材は引き続き認定対象ということでしょうか。

福田主査

そのとおりです。認定基準への適合性を判断させていただく循環資源は、「鉄鋼スラグ」となりますので、認定対象となります。

麓委員

そういった意味でも、先ほどありました『別表(4)に直接「コンクリート

塊、アスファルト・コンクリート塊を除く』』と記載するのは難しいということですね。

福岡部会長

それでは、要領改正に係るご意見はよろしいでしょうか。

委員から出ました意見を踏まえ、事務局のほうで改正案を修正してください。

また改正にかかる府民への周知についても、取り組んでいただければと思います。

議題(1)ですが、審議を終了してもよろしいでしょうか。

よろしいようですので、次の議題に移りたいと思います。

「議題(2) 平成27年第1回申請製品の認定について」は非公開。